

## ハラスメントの認定について

（「ニセコ町議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例」に基づく対応）

令和7年7月7日付で受理したハラスメントに関する苦情申出の事案について、「ニセコ町議会ハラスメントの防止に関する行動指針」に照らし、行為者（前原孝植議員）が町長ほか町職員に対し以下のハラスメント行為を行ったことを認定する。

また、このハラスメント行為は、同指針の「行動指針第1 議員一人一人がハラスメントへの理解を深め、高い倫理観を持って行動します。」にも違反している。

（参考）

前原孝植議員は、今回の事案以前から町長ほか町職員に対しハラスメントが疑われる行為を繰り返しており、「ニセコ町議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例」施行後もその言動を改めることのないまま今回の事案に至っている。

認定内容1 個人の尊厳やプライバシー、法令を尊重しない倫理観を欠いた町長ほか町職員へのモラルハラスメント

認定理由 行動指針に示すモラルハラスメントに該当。

事実内容 令和7年6月19日の議会一般質問という公開の場において、個人を特定して論拠を欠いた人格への攻撃的な言動を行うことで相手を誹謗中傷し、精神的な苦痛を与えた。

認定内容2 議会議員の立場を利用した一般質問における町長ほか町職員へのパワーハラスメント

認定理由 行動指針に示すパワーハラスメントに該当。

事実内容 議員の立場を利用し一般質問（同上）において、自身の過去の言動を含め、論拠を欠いて相手を誹謗中傷し、脅迫的な言動を行うことで相手に精神的な苦痛を与え、相手の職務環境を害した。また、相手からの正当な反論にも答えず、自身の一方的な主張、要求を繰り返すことでハラスメント行為を正当化した。